実施事業の定款への記載方法について

事業者指定にあたっては，定款に実施事業が記載されていることが必要なので，

事前に定款変更の手続を行ってください。

１　株式会社、有限会社、ＮＰＯ法人等

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類 | 記 載 例 |
| 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】  居宅介護  療養介護  生活介護  短期入所  重度障害者等包括支援  共同生活介護  自立訓練  就労移行支援  就労継続支援  共同生活援助  一般相談支援  特定相談支援  地域活動支援センター | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ※  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター |
| 【児童福祉法】  児童発達支援  放課後等デイサービス  保育所等訪問支援  障害児相談支援 | 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業  児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 |

* 必ずしも記載例によるものではなく、個別に事業名を記載してもよいが，その場合，

事業名は正確に記載すること。

２　社会福祉法人

|  |
| --- |
| 記 載 例 |
| 第１種社会福祉事業  （イ）障害者支援施設の経営  （ロ）障害児入所施設の経営 |
| 第２種社会福祉事業  （イ）障害福祉サービス事業の経営  （ロ）一般相談支援事業の経営  （ハ）計画相談支援事業の経営  （二）障害児通所支援事業の経営  （ホ）障害児相談支援事業の経営  （へ）移動支援事業の経営  （ト）地域活動支援センターの経営 |

* 第２種社会福祉事業に含まれない地域生活支援事業（日中一時支援等）は，

公益事業として定款に記載する必要があります。